

旭川市総合計画市民検討会議設置要綱

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政運営の最上位の計画となる次期の総合的な計画（以下「次期総合計画」という。）の策定に当たり、市民からこれからの本市のまちづくりに関する提言（以下「提言」という。）を受けることにより、市民との協働による計画づくりを推進するため、「旭川市総合計画市民検討会議」（以下「市民検討会議」という。）を設置する。

(市民検討会議の役割)

第2条 市民検討会議の主な役割は次のとおりとする。

- (1) 次期総合計画の策定に当たって、目指すまちの姿やその実現のための方策等の検討を行い、市長に対し提言すること。
- (2) 上記に掲げるもののほか、次期総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民検討会議は、委員47人で構成する。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 年齢が18歳以上の旭川市民又は旭川市内に通勤・通学している者で、市長が公募により選考した者
- (2) まちづくりに係わる団体等の推薦を受けた者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が認めた者

3 市民検討会議は、市長に対する提言書の提出をもって解散する。

(議長及び副議長)

第4条 市民検討会議に、議長1人及び副議長を1人置き、市長が指名する。

2 議長は、市民検討会議を代表し、全体会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 市民検討会議は、別表に掲げる分科会を設置する。

2 委員は、いずれか1つの分科会に属する。

3 所属する分科会は委員の希望に応じ、市長が調整し決定する。

4 分科会にそれぞれ座長1人、副座長2人を置き、市長が指名する。

5 座長は、分科会を代表し、会議を主宰する。

(代表者会議)

第6条 市民検討会議は、各分科会間の調整や会議の運営等を議論するため、代表者会議を設置する。

2 代表者会議の構成員は、各分科会の座長及び副座長とする。

3 代表者会議は、議長が招集し、主宰する。

(運営)

- 第7条 全体会議又は分科会（以下「会議等」という。）は、それぞれ議長，座長が招集する。
- 2 会議等は，必要があると認めるときは，委員以外の者に出席を求め，意見を聞くことができる。
- 3 会議等は，原則として公開とし，会場収容の範囲内で傍聴を認める。

(事務局)

第8条 市民検討会議の事務局は，総合政策部に置く。

(市の役割)

- 第9条 市の役割は、次のとおりとする。
- (1) 必要に応じて市の施策や事業等に係る情報を提供すること。
- (2) 市民検討会議の求めに応じて、関係者の派遣に努めること。
- (3) 市民検討会議からの提言について、次期総合計画への反映に努めること。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか，市民検討会議の運営に関し，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年5月7日から施行する。

別表(第5条関係)

| | | |
|-----------------|----------------|--|
| 分科会 (主な検討分野) | 第1分科会（福祉・子育て） | （保健，衛生，医療，健康づくり，児童福祉，子育て支援，高齢者福祉，障害者福祉，低所得者対策等） |
| | 第2分科会（教育・文化） | （幼児教育，学校教育，高等教育，社会教育，文化，芸術，スポーツ・レクリエーション，家庭教育，文化財等） |
| | 第3分科会（安全・都市基盤） | （防災，消防・救急，交通安全・防犯，環境・リサイクル，エネルギー，都市基盤整備，交通，住環境，雪対策等） |
| | 第4分科会（産業・交流） | （農業，商工業，中心市街地活性化，雇用，観光，イベント・コンベンション，国際交流，広域，都市間交流等） |